

中野四季の森公園 利用申込み時期

■選定委員会

イベント内容・規模を問わず選定委員会を開催し、実施計画書等により内容を確認の上、利用可否を判断する。選定の結果、利用が可能であると判断された場合、計画承認または使用許可を行う。ただし、公園及び周辺環境への影響が極小である、公的機関が主催している等、選定委員会の判断に至らないことが明確なイベントについてはこの限りではない。

計画承認：使用が可能であると判断されたイベントの事業者に対し、使用を承認する事のみを示すもの。

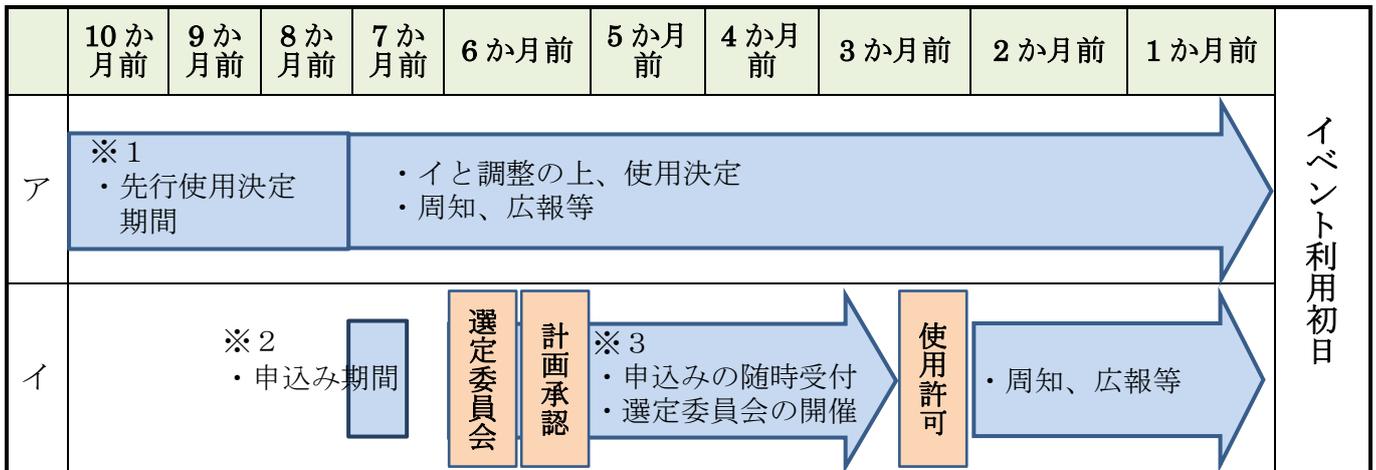
使用許可：計画承認後の内容調整が完了した後、事業者からの占用許可申請書の提出に対し通知するもの。

■利用申し込み時期

以下の2種類のイベントに分け、申込み開始時期を設ける。

ア 区の主催・共催、またはそれに準じるイベント

イ ア以外のイベント



※1 例年開催される区主催・共催のイベントは、概ね、開催が判明していることを踏まえた時期で設定。また、8か月前までを目途に使用決定を行うが、それ以降も適宜調整し、使用決定の判断を行う。

※2 選定委員会はイベント利用初日の属する月の6か月前に開催し、選定委員会の1か月～2週間前までを申込み期限とする。

※3 6か月前以降は、毎月1回選定委員会を開催する。(イベントの申込みが無い場合は開催しない。)申込みは、各選定委員会の1か月～2週間前までとする。